

奈良先端科学技術大学院大学研究生規程

平成16年4月1日
規程第 27 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第69条第2項に基づき、奈良先端科学技術大学院大学における研究生に関し必要な事項を定める。

(許可)

第2条 研究生として入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、研究科長が入学を許可する。

(入学資格)

第3条 研究生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると研究科において認めた者とする。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 研究生入学願書（所定様式）
- (2) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 写真2枚

2 会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者にあつては、前項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生を志願する者である旨の本人の確約書
- (2) 会社等の事業目的のために派遣する者ではない旨の所属長の確約書

3 外国人にあつては、前2項に規定する書類のほか、在留カード（両面）の写しを提出しなければならない。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(研究期間)

第6条 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、研究科長が研究期間を延長することができる。

(研究)

第7条 研究生は、指導教員のもとで、研究に従事するものとする。

(研究証明書の交付)

第8条 研究事項について、研究証明書を必要とするときは、これを交付する。

(授業料等)

第9条 研究生の検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

検定料 9,800円

入学料 84,600円

授業料 29,700円（月額）

2 前項の授業料は、研究予定期間が6月を超える場合は、初めの6月とこれを超える期間に分けて、それぞれの期間分に係る額を当該期間の当初の月に納付するものとし、研究予定期間が6月未満であるときは、その期間分に係る額を当該期間の当初の月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、国費外国人留学生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第2条に定めるものをいう。）は、授業料等の納付を要しない。

4 納付した授業料等は返還しない。

(退学)

第10条 研究生が研究期間中に退学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

(準用)

第11条 学則その他学生に関する規定は、研究生について準用する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年3月31日に在学する研究生のうち研究期間の末日が平成16年4月1日以降の者については、旧奈良先端科学技術大学院大学研究生規則

は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日に在学する研究生のうち履修期間の末日が平成30年4月1日以降の者については、改正後の奈良先端科学技術大学院大学研究生規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。